

平成 28 年 10 月 11 日

第 10 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成28年第10回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成28年10月11日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場2階 中央会議室

3. 出席委員（11名）

会 長		北里 耕亮
会長職務代理者	1 番	高村 夏規
委 員	2 番	北里 千尋
	3 番	北里 隆泰
	4 番	安武 聖
	5 番	佐藤 仲子
	6 番	宮崎 博美
	7 番	石松 丈多郎
	8 番	阿南 美穂
	9 番	明里 孝良
	10 番	松岡 克明

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(関係委員 7 番 石松委員)

第 3 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について

第 4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届出
番号 1・2

第 5 報告第 2 号 農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画変更
申出書

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局係長 穴井 桂子

7. 会議の概要

事務局長 　　ただ今から平成28年第10回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は11名で、総会は成立しております。それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北里会長にお願いいたします。

議 長 　　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 　　それでは、議事録署名委員は、2番 北里委員 9番 明里委員にお願いいたします。

　　なお、本日の会議書記には事務局職員の穴井さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります

議 長 　　次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条の規定による耕作を目的とする許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める。平成28年10月11日提出。小国町農業委員会 会長 北里耕亮でございます。土地の所在は大字黒淵字北河内になります。現況は田で、農振農用地区域内です。面積が1,249㎡でございます。譲渡人、譲受人は以下のとおりです。双方の話し合いによる有償移転です。詳しくは、別紙の資料を見ていただきたいと思います。1ページが農地法3条の許可申請書の写しが付けてあります。3ページに作物の面積ということで、田と畑、大豆と里

芋を計画しています。農機具については、トラクター、田植機、軽トラックとなっています。農作業に従事する者については、以下のとおりです。農地までの距離は2Km、車で5分です。次に4ページに譲受人の情報が載っております。5ページに周辺地域との関係ということで、記載があります。これまで同様に利用する為、周辺に及ぼす影響はないと考えますとのことです。また農業の使用方法については、地域の防除基準に従いますとのことです。6ページに、地域との役割分担について記載されております。農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等しますとのございます。7ページに委任状が添付されております。8ページが登記簿謄本の写しを添付しております。該当地区につきましては、9ページから11ページの地図情報を見ていただければ、周辺の状況等がお分かりになると思います。譲受人につきましては、経営面積を小国町以外に持っておりますので、12ページに確認の書類、上津江の農地台帳の写しを付けてあります。これをもって経営規模が5,000㎡以上あるとの確認ができております。13ページが事前に農業委員さんに説明ということで、確認書の写しが付けてあります。当該地区につきましては、写真を添付しております。草が腰高以上あり、荒れております。農地法3条による取得であり、その辺のところは気がなりましたので、この申請書を作成した代書人、及び譲受人に確認を取りまして、作物の栽培の意思の確認をさせていただきました。以上でございます。

- 議 長** ただいまの事務局の説明に関連して、黒淵地区担当の石松委員から報告をお願いします。
- 7 番 10月3日の午後から事務局の2名と、北里千尋委員と現地確認に行ってきました。写真のとおり、現況は荒れておりますが、今後耕作する意思も確認しておりますので、何も問題ないと思います。審議方よろしく願います。
- 議 長** ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 写真は何枚もあるが、農地は1枚ですか。

事務局長 現況の写真は、アングルはたくさん撮ってありますけれども、段差が1段だけある表現で言うなら2枚です。

8 番 写真ではわからないのですが、この近くに道はあるのですか。

事務局長 今は旧道になっている昔の国道があります。10ページをご覧ください。ゼンリン地図ですが、奥山があって、今は直進してトンネルに入りますが、申請地は旧道沿いにありまして、道がかりはいいところにあります。

議長 それでは採決いたします。議案第1号について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は提案のとおり決定しました。

議長 それでは日程第3の議案第2号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農地利用集積計画」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第2号、農業経営基盤評価促進法に基づく農地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。平成28年10月11日提出。農地の所在については、上田になります。字は尾崎です。地目は田で、面積が2,046㎡です。利用権の設定をする者は、以下のとおりです。設定を受ける者は、株式会社でございます。利用目的については畑として利用し、期間が2年、10aあたりの賃借料は13,000円となっております。この案件につきましては、後で報告案件として合意解約の書類が出ております。新規ですので、別紙のほうをご覧ください。利用権の設定を受ける方の農業経営の状況はご覧のとおりです。株式会社です。代表は、下巢の会社と同じです。新しく農業生産

法人を立ち上げたということで、この会社が農地の取得までできるという組織でございまして、久留米の方で農地の売買、購入などして新しい事業展開をしております。小国町でも農地を確保したいという流れの中で、この農地の貸し借りとなったわけです。利用権を設定する場所の経営作物は、イチゴ、トマト、米、はだか麦、根菜他となっています。会社の情報でございまして、農作業従事日数160日、男6人、女11人です。農業専従者、男4人、女1人です。会社でございまして、登記簿謄本を付けさせていただいております。履歴事項全部証明書ということで、この会社がどういった会社なのか確認できる資料です。この会社につきましては、農地を所有しているとのことで、久留米の耕作証明を付けてあります。以上です。

- 議長** ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。
- 1 番 この会社はベストアメニティと一緒にじゃないのですが。
- 事務局長 代表は同じ方です。
- 1 番 組織は違うのですか。
- 事務局長 別組織の法人格です。
- 10 番 下巢の方はいろいろ作っていると思いますが、上田の方は何を
作るのか。
- 事務局長 読み上げた資料の中に、イチゴ、トマト、うるち米等の予定が
記載されております。実は、農業委員会を通していなかった
だけで、すでに以前から蔵園の方で農地を借りていまして、
そこでイチゴを作っておりました。たまたま久留米の方で法人格が
できて、正式に手続きをされたという背景はあります。これからの
経営作物についても、記載通り行っていくものと思われま
す。
- 3 番 現況は、蔵園でイチゴを栽培しているとのことだが、実態はど
のようになっていますか。

事務局長

以前農業委員会の現地確認の際に、上田蔵園にいたところ、たまたまベストアメニティの竹島課長が通りかかりまして、どうしてここにいるんですかということになり、実は農業生産法人の新しい会社を立ち上げて、下巢とは別に小国町のたくさんの農地を借り拡大していきたく、たまたま知り合いの縁でここをずっと借りていますということだったので、正式に農業委員会を通してくださいという話になり、今回の流れになっています。圃場の方には、ハウスがありました。

2 番

うちだ農場は、農地は買いたいのか、拡大していく考えなのか。

事務局長

会社自体の方針として、エネルギー部門と農業部門があり、それぞれに責任者をおいています。農業部門で先ほどの竹島課長が責任者になっています。下巢は借地ということで土地の持ち主と話をしていますし、なおかつ、1年の契約であります。久留米の方で農地を取得したいというのが以前から会社の方針としてありました。農地を取得、売買するためには、それ用の会社を作らないといけないということで、先ほど登記簿謄本をつけてあった新しく関連会社を作ったわけです。代表者は同じ方です。これから先、会社の形態としては、農地を買えるような形態に変わりましたので、小国でもそういう農地が見つければ、有効に活用させてほしいという話は聞いております。

2 番

そういう人がいたら、斡旋していいのですか。

事務局長

全体としては、こういう審議の場で正式にその会社自体がどうかということも含めて、許可を出さないといけないのかと思います。

3 番

久留米の農業委員会の耕作証明の面積と、申請書の現に耕作している農地面積に差がある。20町あまりの借入地はどこか。ベストアメニティ分を含んでいるのではないか。

事務局長

おそらく、下巢畑まで含んだ報告になっているのではないかとと思われるので確認します。わかれば、次回報告させていただきます。

議長 それでは採決いたします。議案第2号について、提案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に日程第4号 報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書」について事務局より報告をお願いします。

事務局長 番号1と2を合わせて報告します。資料は19ページをご覧ください。番号1です。先ほどうちだ自然農場が農地を借りるという議案がありましたが、その農地がすでにここに書いてある賃借人との貸し借りが行われた上に、また新しい会社と貸し借りをするということでしたので、一旦合意解約をしてもらわないといけないということで、その合意解約の通知書を報告するものです。今まで借り受けていた方の印鑑証明が添付されております。続いて、番号2です。こちらも同じく合意解約ですが、これにつきましては、経営移譲年金の絡みでやり取りをしていた方の案件ですが、土地の手続きが漏れていた分ということで今回の合意解約になっております。これについても報告になります。同じように、解約者の印鑑証明が付けてあります。以上です。

議長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

3 番 番号2ですが、登記簿の地目は山林ですね。現況は畑になっている。この報告事項は、現況が畑だからですか。

事務局長 農業委員会の考え方としては、まず農地台帳に上がっていないといけないというのが前提にあります。次に、登記簿が山であっても、現場が農地であれば、そちらを農地法は優先するということで、今回は現況を踏まえての報告になりました。

議長 他にありませんか。

ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 次に日程第5号 報告第2号 「農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画変更申出書」について事務局より報告をお願いします。

事務局長 資料の26ページをご覧ください。あまりないケースですが、農地の貸し借りの中で以前案件としてあがっておりまして、農業公社を介して農地を集積して、非担い手から担い手へ農地が集積したことで、交付金も持ち主に流れているという案件でございました。その件について、双方の中で賃料が高いということで、本来こういうケースは少ないのですが、双方の話し合いの中で賃料を変更するというので、それを公社の方が了解して、公社が公告をしました。そのことで、農業委員会としてもこのことについて報告をしないといけないということで、今回の報告となりました。変更前の賃料と、変更後の賃料について上段と下段に表示されております。理由は双方の話し合いによる賃料の変更ということで報告させていただきます。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

議 長 ないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第10回総会を閉会致します。

平成28年第10回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

2 番

9 番